

# 東大阪市立義務教育学校くすは縄手南校「いじめ防止基本方針」

東大阪市立義務教育学校くすは縄手南校

2026年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童・生徒の意識を醸成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くこと、また、教職員自身が、児童・生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童・生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校区では、『自分に誇りを持ち未来を切り拓く子ども』をめざす子ども像としており、校区のこども園、家庭、地域とも連携を図りながら様々な取り組みを行っている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携しながら、子どもにしっかり寄り添った指導を実践していくために「くすは縄手南校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

### 2. いじめの定義

#### ○「いじめ防止対策推進法」第2条

『「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。』

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 誹謗中傷した落書きをされる
- パソコンや携帯電話（スマートフォン）、SSN上等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

管理職、首席、児童生徒支援 CO、特別支援教育 CO、生活・生徒指導主事（担当者）、各学年主任、SC、人権主担

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック（総括）
- キ 各取組みの有効性の検証（PDCA）

### 4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	前期課程	後期課程	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 懇談会（希望制）（家庭での様子を把握）	生徒・保護者への相談窓口周知 7年生：あいさつ訪問 7年生：オリエンテーション（仲間づくり）	第1回いじめ対策委員会
5月	5年：非行防止教室 5年・6年：社会見学	9年生：修学旅行（集団づくり） 8年生：宿泊学習（集団づくり）	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	くすは祭り （人間関係づくり・幼園小交流）	体育祭（人間関係づくり）	
7月	学校生活アンケート実施 （いじめ等に関する内容含む） 懇談会（家庭での様子の把握） 5年生：林間学校（人間関係づくり）	学校生活アンケート実施 （いじめ等に関する内容含む） 懇談会（家庭での様子の把握）	第2回いじめ対策委員会 いじめ防止強化月間（市の推進月間） 校内いじめ研修 祭礼巡視
8月			
9月	運動会	文化祭（人間関係づくり）	
10月	2年・3年・4年：遠足（人間関係づくり） 6年：陸上記録会（人間関係づくり）	8年生：キャリア教育体験学習（社会性の育成） 生徒総会（自治能力の育成） 非行防止教室	祭礼巡視
11月	6年生：修学旅行（人間関係づくり） 1年：遠足（人間関係づくり）	職業体験セミナー（社会性の育成）	地域防災 Day

	前期課程	後期課程	学校全体
12月	学校生活アンケート実施 (いじめ等に関する内容含む) 懇談会(家庭での様子の把握)	懇談会(家庭での様子の把握) 学校生活をよりよくするためのアンケート 実施(いじめ等に関する内容含む)	第3回いじめ対策委員会
1月	園・幼体験入学(幼稚園小交流)		
2月			
3月	学校生活アンケート実施	懇談会(家庭での様子の把握) 学校生活アンケート実施 生徒総会(自治能力の育成)	第4回いじめ対策委員会 総括 (いじめ状況の検証と課題・次年度の取 組みの方向性についての情報共有)

## 5. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、年4回委員会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。いじめ事象が生じた時は、状況把握に努め、いじめられた児童・生徒の心のケアを最優先に図りながら、いじめられた児童・生徒側に寄り添いつつ指導を行う。指導後も経過観察を続ける。

また、重篤なケースが生じた場合は、速やかに教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携を図り、いじめられた児童・生徒の心のケアを最優先しながらケース会議を開催する。事象内容の把握、指導の進め方、事後観察の在り方等を確認し、全教職員で共通認識を図るものとする。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童・生徒の尊厳が守られ、一人ひとりの児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組みを進めていく。

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校や学級等が、人権尊重を徹底し、人権尊重の考え方が浸透している環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に対する理解及び人権感覚を育むための教育実践を、各教科、道徳、特別活動、未来市民教育、部活動などの課外活動等も含めて、それぞれの特質を生かしながら、総合的に学校全体の取組みとして推進していく。

特に、児童・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムの実践を行い、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを求めることが必要である。その中で、お互いの違いを認め、支え合い、一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされる集団づくりを目標とする。そして、児童・生徒一人ひとりにとって、学校が安心して安全な居場所となるように全教職員で取り組みを進める。しかしながら、いじめ事象には、学校教育の現場で道徳的観点からの指導の範

疇に収まらない、重大な事象（暴力、恐喝、傷害、窃盗、器物破損等）を含むことがしばしばあることから、迅速に警察と連携し対応することも必要になる。また、そのことは児童・生徒のみならず保護者の規範意識も高めることとなり、その後の学校生活規律の保持につながると思われる。

## 2. いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図っていく。また、児童・生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という考え方を学校全体に醸成していくことが大切である。とりわけ日頃の学校生活においては、「人格形成」のもと「理想的な生活習慣・学校生活」の意識・感覚を高め、「いじめ」が発生した場合に、敏感にそれを感じ取る感性を育てることが共通理解を図る手立てとなる。そのためにも、教職員が研鑽し、「いじめ」に対する意識・感覚を磨くことを怠らず、児童・生徒に求める様々な指導の場面で、常に高い目標を設定し、挑戦するといった教育活動を展開することが必要であるとする。さらに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係諸団体との連携を促進していく。

(2) いじめに向かわない態度・資質を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育む。そのために、日頃の授業の中でもコミュニケーションを相互に図る場面を数多く設定し、道徳教育や人権教育の充実、学校行事（宿泊行事・修学旅行・職業体験・運動会・体育祭・文化祭など）等の体験学習や社会体験を通して、他人の気持ちの共感的理解ができる豊かな心の育成を図っていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、いじめを未然に防止するという観点や、いじめにつながる小さな事象が児童・生徒間で発生することを防ぐために、日常的な学校生活規律を持しつつ、いじめにつながる小さな事象に気づくことができる環境を保ちながら、児童・生徒の感性を高める指導を推進することを指導の重点とする。分かりやすい授業を展開することや、児童・生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めることなど、すべてが「心理的安全性」が保たれてこそ成し得るものである。そのためには、学校の教育方針を日常的に保護者・地域に発信し理解を得て、連携・協力することが必要となる。そのことは、正しいことを正しい、間違っていると感じることを間違っていると安心して発言することができる環境をつくることにもなり、児童・生徒の正義感、道徳心といった心を育てる糧となる。指導上の注意としては、被害児童・生徒側に立ち指導を行うことが重要である。また、いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていたりすることもあるので、いじめ防止の観点から次の点について留意する。

① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、分かりやすい授業づくりを進めるために、きめ細かい指導を通して心理的安全性を高めることにも努める。すべての児童・生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に努める。

- ② 児童・生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年、部活動等、子どもたちが所属する小集団における人間関係の把握に努め、いきいきと学校生活を送ることができる「居場所づくり」に努める。
  - ③ ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書等、自ら興味がある活動でストレスを発散する術を身につけさせる。また、学校として、いつでも相談できる環境を整える。
  - ④ 「いじめられている側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童・生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童・生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童・生徒を孤立化させ、いじめを深刻化させてしまう。「いじめられている側」に立ち切って指導していくことを常に共有していく体制を整える。また、特別支援教育への理解や児童・生徒特性に応じた指導を進められるように努める。
- (4) 道徳、総合、特別活動といった授業等を中心に、修学旅行、遠足、スキー学習、運動会、体育祭、文化祭、キャリア教育、部活動等も活用しながら、目的意識、達成目標を充実させることにより児童・生徒の自己有用感や自己肯定感を育む。また、地域行事（地域防災 DAY 等）において、地域連携やこども園との連携を積極的に推進していく。
- (5) 児童・生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会・生徒会が主体となって、全校児童・生徒に「いじめを絶対に許さない」というアピールをしたり、定期的に「学校生活アンケート」、「くすは縄手南校いじめアンケート」等のアンケートも実施する。

### 第3章 早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童・生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童・生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、目に見えないいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはどの子にも起こりうる」という視点に立って、児童・生徒の様子を見守るようアンテナを高く保っていくことが必要である。また、学年会議や職員会議の場においても、情報交換を積極的に行い、共通認識をもって児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにすることが大切である。

## 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート（「学校生活アンケート」「いじめアンケート」）を年間3回実施し、児童・生徒の状況把握に努める。定期的な教育相談としては、保護者との（三者）懇談会を前期課程は年最大3回、後期課程は年間最大4回実施する。また、日常の観察としては、相談箱の設置や教職員の情報交換等によって児童・生徒の状況把握に努める。
- (2) 保護者と連携して、児童・生徒を見守るためのPTA活動を継続する。地域教育協議会である校区校外指導協議会と連携し、これまでの定例行事に、いじめ防止、早期発見を意識しながら教育実践を可能な範囲で展開していく。
- (3) 児童・生徒、保護者、教職員が、安心していじめに関して相談できる体制として、日頃の連絡体制を重視し、信頼関係の構築に努める。また、いじめ対策委員会において、いじめ事象の指導体制が適切に機能しているかを含めて、定期的な点検をする。
- (4) 保健室・相談室の利用や電話相談窓口等の相談体制を学校通信等に掲載して広く保護者に周知する。
- (5) 学校教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、どの範囲まで情報を共有するのかを明確にし、共通認識のもと適切な運用を図る。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった児童・生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童・生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、加害児童・生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手の気持ちを理解するに至るような継続的指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等からの支援、そして何より、相手の変容する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。事象に関係した児童・生徒同士が、豊かな人間関係を再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い学校の課題として新たに共有することが大切である。

さらに、いじめを発見、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応をする。被害児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に求めることに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。必要に応じて、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早期から適切に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。その際、いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導担当等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、適切な処置を講じ教育委員会に報告する。
- (4) 被害・加害児童生徒保護者への連絡については、家庭訪問等も十分考慮に入れながら、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関（＝警察署・サポートセンター・子ども家庭センター等）と相談し、対応方針を検討する。なお、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 3. いじめられた児童・生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童・生徒の別室指導等により、いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童・生徒に寄り添い支える体制を整える。その際、いじめられた児童・生徒が信頼できる者（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力も得ながら対応を行う。

## 4. いじめた児童・生徒への指導およびその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童・生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童・生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童・生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童・生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童・生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達を支援する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童・生徒に対しても、自分自身の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童・生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて理解させ、相手のつらさへの共感性を育てることを通じて、言動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童・生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童・生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行動であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の児童・生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童・生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童・生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童・生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めていくためにも学級担任ならびに学年が中心となって、児童・生徒一人ひとりを尊重しながら学級経営を行うとともに、児童・生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるようすべての教職員が支援に努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童・生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童・生徒への対応のあり方を見直す機会とする。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童・生徒のエンパワーメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会・体育祭や文化祭、校外学習等の学校行事は、児童・生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童・生徒が、対話を通して意見が異なる他者とも良好な人間関係を築いていくことができるよう適切に支援する。

## 6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童・生徒からの聞き取り等の調査、児童・生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、被害にあった児童・生徒の意向を尊重するとともに、当該児童・生徒およびその保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所管警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」ならびに「情報の発信者」として必要な知識・技能を学習する機会を設ける。

## 第5章 その他

○くすは縄手南校区の家庭・地域との連携および啓発活動について

(1)いじめの未然防止の観点について、くすは縄手南校区の学校園教職員・保護者・地域の方々とともに、課題を共有しながら地域全体で同じ視点に立てるように発信していく。

(2)くすは縄手南校区の学校園が連携をして、いじめを許さないという啓発活動を展開する。また、地域の諸団体と協力しつつ、地域全体にも発信を行っていく。